

平成 29 年 1 月 13 日

個人情報保護委員会事務局  
金融庁総務企画局企画課調査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」  
に対する意見等について

平成 28 年 12 月 15 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 29 年 1 月 13 日

## 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」に対する意見等

| No. | 該当条文   | 意見等  |
|-----|--------|--|
| 1   | —      | 現行の「金融機関における個人情報保護に関する Q & A」に記載されているとおり、金融機関自身の雇用管理情報、株主情報については、本ガイドラインの対象外であって、その取扱いは「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」等の共通ガイドラインにもとづき行うとの理解でよいか。   |
| 2   | 第 5 条  | 機微（センシティブ）情報の定義として、「本人、国の機関、地方公共団体、法第 76 条第 1 項各号若しくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く」とあることから、要配慮個人情報であっても、上記括弧書きに該当する情報は、機微（センシティブ）情報に含まれないとの理解でよいか。  |
| 3   | 第 10 条 | 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に係るパブリック・コメントで寄せられた意見と回答において、個人情報保護委員会から、「個人データを取り扱わない旨が定められており、適切なアクセス制御が行われている場合には、「保管・管理」、「配送・移送」、「廃棄・消去」の業務委託を行った場合でも、個人情報保護法上の委託には該当しない（個人データの取扱いの委託はしていない）」旨の回答があるが、本ガイドラインにおける委託も同様の考え方をするととの理解でよいか。また、クラウドサービスを利用する場合も、クラウド業者との間で「個人データを取り扱わない旨が定められており、適切なアクセス制御が行われている場合」には、個人データの取扱いの委託に該当しないとの理解でよいか。 |
| 4   | 第 17 条 | 金融分野の事業者でない委託元から金融機関に委託された個人データを、金融機関が漏えい等した場合の報告は、金融機関が代表して金融庁に対して行うこととし、委託元からの個人情報保護委員会や認定個人情報保護団体への報告を不要としていただきたい。  |
| 5   | 第 17 条 | 金融機関自身の雇用管理情報が漏えい等した場合の報告は、金融機関が金融庁に対して行うこととし、個人情報保護委員会や認定個人情報保護団体への報告を不要としていただきたい。  |
| 6   | 第 17 条 | 本ガイドラインの対象となる個人データの漏えい等が発生した場合には、本ガイドライン等に沿って対応を行うこととなり、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」は適用されないとの理解でよいか。   |

以 上